

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	恩給年額の適正な改定			担当部局名	人事・恩給局 恩給企画課		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	<p>受給者の生活を支える恩給行政の推進に当たっては、恩給年額の適正な改定(据置きを含む。)を図る必要がある。</p> <p>恩給年額の適正化を図るためには、公務員給与、物価等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことが必要であることから、下記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。</p>						
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度	
	恩給改定措置予算案の作成	—	—	平成14年12月24日閣議決定	平成15年12月24日閣議決定	平成16年12月24日閣議決定	
	恩給法改正法案の国会提出	—	—	平成15年1月31日国会提出	提出せず	平成17年2月8日国会提出	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要	14年度	15年度	16年度	
			該当なし				
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要				
		予算案作成	恩給改定措置に必要な経費を盛り込んだ政府予算案は、平成16年12月24日に閣議決定された。平成17年3月23日成立。				
	法律改正	恩給年額は据置きとした。 平成17年度から普通恩給又は扶助料の一時恩給控除の廃止等を内容とする恩給法の一部を改正する法律案を第162回国会に提出した。平成17年3月23日成立。平成17年3月30日公布。					
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
		該当なし					
(業務改善への取組状況) 前年度に引き続き、高齢化する恩給受給者の心情にも配慮し、できるだけ早く恩給改定に関する結論を得るべきとの考えから、平成17年度予算編成に当たっては、総務大臣と財務大臣との事前大臣折衝により予算案を決定した。							
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 公務員給与、物価等の諸事情を総合的に勘案し、毎年度改定措置(据置きを含む。)を講じ、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行う。				予	制	情
本施策に関する専門家の意見等	<p>本施策の今後の課題等について、平成国際大学法学部小谷宏三教授に御意見を伺った。小谷教授の御指摘は以下のとおりであった。</p> <p>・恩給改定については、国家補償の性格を有する制度であることを踏まえつつ、現下の厳しい財政状況の下で引き続き適切な改定を行っていく必要がある。</p>						
本施策に関する主な資料							